

令和2年度 第1回旭川市子ども・子育て審議会
旭川市の保育と市立保育所の在り方検討部会

○開催日時 令和3年1月7日(木) 18:30~20:30

○開催場所 旭川市第二庁舎 3階 健康相談室

○出席委員(4名)

小山委員, 佐藤(貴)委員, 佐藤(洋)委員, 宮崎委員

○事務局(11名)

こども育成課 紺野主幹, 土橋補佐, 多田所長, 高橋所長, 武田所長, 村本主査
河本, 森川, 石前

母子保健課 児玉

子ども総合相談センター 石井主査

○傍聴者 0人

○概要

1 開会

2 議事

(1) 部会長及び職務代理委員の選出について

立候補及び推薦もないことから, 事務局案を提示し, 部会長は佐藤(貴)委員, 職務代理委員は小山委員に決定した。

(2) 会議運営のルール決定について

会議記録内容の確認者については, 部会長と職務代理委員とし, 会議記録の作成に伴う内容は要約的に作成し, 発言者の表記方法については, 委員個人を特定しない表記とし, 傍聴者の発言は認めないこととして決定した。

(3) 旭川市の保育と市立保育所の在り方について

(事務局)

これまで, 平成28年4月に策定した「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成係の方針」に基づき検討を行ってきたが, 具体化が図られるまでには至っていない。4月時点での待機児童の解消など, 旭川市の保育を取り巻く環境が変わってきたことに加え, 令和2年3月に作成された「第2期旭川市子ども・子育てプラン」において, 市立保育所の担うべき役割や機能を整理し, 在り方について検討するということがうたわれたことから, これまでの方針に基づく検討を廃止し, 改めて子育て支援部の関係者で構成する「市立保育所の在り方等検討会議」を設置し, 旭川市の保育全体における課題を整理した上で, その全体における市立保育所の役割を明確にしていくため, 市立保育所の在り方について検討会議で議論を行ってきた。

資料「旭川市の保育と市立保育所の在り方(たたき台)」は, 検討会議でまとめたものであり, 今回, 部会の設置に当たり審議会に諮問, 答申という形をとっていないが, 専門的見

地から、旭川市の保育と市立保育所の今後の役割や展開方法などの在り方について部会としての考え方をまとめていただきたい。部会での決議は、子ども・子育て審議会条例施行規則において、審議会の決議とすると規定されており、本市の諮問機関である審議会の意見、考え方は重く受け止め尊重しなければいけないものと認識している。部会の意見をふまえ、検討会議としての考え方をまとめていきたい。

(A委員)

たたき台をベースに旭川市の保育の現状、各課題を確認しまとめていく。今日は1番の「旭川市の保育の現状と課題」について集中的に議論を行う。

(B委員)

1 (3) 保育施設等における子ども・子育てを取り巻く環境について、医療的ケアを必要とする子どもや、国際化の進展により外国にルーツのある子どもは旭川の現状としてどのくらい保育園等で受け入れができてきているのか。

(事務局)

医療的ケアの子どもについては、市立保育所1か所で2人、民間施設1か所でも受け入れている。外国にルーツのある子どもについては民間施設でどのくらい受け入れているか把握していないが、以前市立保育所でも受け入れたことがある。外国の方が窓口に来ることもあり、国際化は進んでいると考えられる。

(C委員)

民間施設ではなかなかできないところや旭川市の保育のスタンダードを形成していくという意味で、保育所保育指針が改定された際に、公立で策定した指針に沿った指導計画が公表され、民間としてもそれに倣うという形ができるのではないかと思期待していた。

保育の供給量の問題については、人口減少と、一定程度の保育需要を満たすだけの供給が達成されてきていることを踏まえ、預かるだけという意味での保育は頭打ちに来ている。旭川だけではなく、産前産後休暇が定着している大都市ならではの傾向かもしれないが、待機児はいても実際に1歳児の入所が1割近く減少している。今後公立も民間も含め、預かるだけの保育としての価値感ではなく、場所、保育士、給食、遊具、それらを使った中でどういった保育ニーズに応えることができるかを、これから考えていかなければいけない。単身世帯の増加や、突然病院を訪ねてきて出産をするというケースが旭川にもある。ハイリスクの妊産婦が増えてきている現状を踏まえ、母子保健課で回ればよいということではなく、その世帯が育っていくためにどのような支援が必要か、レアケースに対してどのように手を差し伸べられるか、保育所という場所、スタッフを全て投入して何ができるか考えていかなければいけない。

比較的手を差し伸べられていない1歳未満の子どもを抱える世帯、就労していない世帯に対してどのような手の差し伸べ方があるか、何を求められているか考えなければならない。

子どもを持つことが良いことだと思えるよう、保育の施設、スタッフも力を出せると良い。

(D委員)

保育園に入りたくても入れない子ども達がいる現状があるのであれば、旭川市としてその子どもたちが何とか入れるような状況を、例えば幼稚園としても市の保育所等と連携をとりながら手伝えると良い。障がいを持った子ども、医療的ケアが必要な子どもが幼稚園にも入りたいと来るが、断る場面もある。そのような子どもの受け皿、旭川市として育てていくということをお願いしたい。

(A委員)

旭川市の保育の現状と課題の部分で、旭川市を他の市町村に置き換えても全く不思議ではない内容となっている。自分たちの反省や振り返りが一切なく一般論でしか書かれていない。自分たちが何をできていて、何が欠けているか、公立の立ち位置はどういうものか、自分たちが目指している旭川市の保育の在り方とは何かということに一切触れられていない。場というものに縛られ過ぎているのではないか。子育て支援政策は児童福祉の中でほんの一部。ひとり親家庭の支援、社会的養護の支援、児童虐待、障がい児、健全育成、母子保健、非行、情緒、児童家庭福祉等範囲は広く、保育士は0歳から18歳までの子どもたちを見ていく専門職。関われる範囲を見出していこうと思えば仕事は幾らでもある。旭川市に生まれてきた子どもたちが幸せに、この場に生まれてきて良かったと思ってもらえるような市政にしていくために、自分たちができることはなかったか、公務員としてできることはなかったか、市全体のこととして考える視点が現状と課題の中で全く見えない。

保育所保育の中で行っていかなければいけないことはまだまだ限りないが、現状の制度の中では民間だけでも実施できる。民間と同じことを市が行う意義を考えたときに、その辺りをどう考え振り返ってきたのか。

(C委員)

保育園に入っていない子どもも来て遊べるような、利用者を集める目的ではない機能を地域に開放するという意味で、園開放事業を公立も含めた全園、保育園側は平成9年から、幼稚園は1年から2年あとから実施した。当時は月1回の実施であり、旭川市は当初積極的ではなかったが、公立は月1回ではなく月2回、月3回というようにスピードが早かった。公立の保育士も様々なアクションをしてきた中で、預かる、質の高い保育を提供すること以外に、これは園としてやらなければいけないのではないかという声が上がってきたのであれば、それを具現化していく機会としてとらえるべきではないかと思っていた。

旭川市には12か所程の支援センターがあるが虐待の件数は減らない。どんな事業を実施しても来ない、来られない人が一定数はいる。旭川にいる子どもや旭川で子育てをしている人が良かったと思えるような手の差し伸べ方ができることが大事。部局間の垣根を越えて旭川市民に対してどういう手の差し伸べ方ができるかを提案すべき。それができないのであれば、その仕事は民間に任せた方が良い。

(事務局)

検討会議では、広い視野で検討するため、各関係課が集まり話を進めたが、話をまとめきれない部分があった。

(C委員)

公立は意思決定が通常の保育所とは違い、制度上の難しさを持っていることは理解しているが、例えば、家庭にいる医療的ケアを必要とする子どもにどのような支援をできるかなど、現場にいて、こうだったらもっと良いだろうということを、どこかで具体化できる、制度の中に落とし込めるようなことを考えて欲しい。

(A委員)

全ての子どもを見ていくという責任はあるが、人も財源も限られている中で旭川市として力を入れていかなければいけない部分は何なのか。そのことがなければ、市立保育所の在り方、市保育士としての在り方は見出せないであろう。根拠を持って課題を洗い出し、そのことに資源や人材を投下していくことが、旭川市にとってどれだけ意味のあることなのかが示されて初めて市立保育所、市の保育士としての存在意義が浮かび上がってくる。制度に縛られた、保育所という場にとらわれすぎた狭い範囲の中での保育所保育だけが自分たちのやるべきことというところから抜け出せないことが課題。枠から抜け出すことで、本当はこのようなところに踏み出したかった、このようなことをやっていきたかった、このような形で市民と関わりたかったということがもう少し出てくるのではないか。

(C委員)

他部局との連携の部分で、母子保健、子総相、保育、それぞれ完結はしているが何の関連性もない訳ではない。母子保健は子どもが生まれたら必ず訪問することになっているが、その家庭に何か課題があっても何回も訪問することができないのであれば、子総相や公立の保育所の園開放に繋げたり、保護者に課題があれば精神保健を活用したりと、市ができることは民間でできること以上に連動すると機能を果たせるのではないか。課題を持った子どもたちが小学校に行く時には市教委と同じ土俵に立つこともできる。子どもの育ちを最優先事項としてとらえた場合、もう少し違う連動の仕方があるのではないか。保育所、母子保健、愛育センター、子総相等がそれぞれの役割を担い、情報が一元化されるような仕組みがとれれば、市の中で子どもの育ちをつなげていくことができるのではないか。

(A委員)

一つ一つの組織の中だけでは無理でも、保育の専門性を生かしていくということが、まだまだ可能性として旭川の中にはあり、それを十二分に発揮してもらえば、これほど住みやすい街はない。子どもを育てるのは旭川だという街になっていってもらいたい。

(C委員)

旭川で子育てをできて良かったと思ってもらえるような仕掛けを作っていくことが、最終的には旭川の人口を増やすことにもつながるのではないかと。そのために、最大限の努力を今発揮すべきではないか。旭川に住めばみんなが手をかけてくれる、気をつけて見てくれているというようなサービスを構築していきたい。

(A委員)

自分の園舎の枠を越えて見ていくということは現実的に難しいことかもしれないが、旭川独自のもの、公立はどうあるべきなのかという本筋のことがたたき台のどこにも触れられていない。市立として責任を持った保育を今まで行ってきたが、この部分が足りなかった、こういうところを本当は行いたくてもできなかったということの正確な振り返りがなされていないため、行ってきたことの正当な評価が反映されておらず、このたたき台だけを見ると何も行っていないように見えてしまう。

(C委員)

障がい児の問題、虐待の問題、ハイリスク妊婦の問題等、保育園、母子保健の保健師、子総相それぞれが単独で行うには限界があり、連携による見守りが重要である。子ども自身も持っている素因としての発達障害ということだけではなく、虐待に起因するものかもしれないという検討が必要なケースもあり、保育園だけではなく臨床心理士や子総相、保護者のカウンセリング、療育機関等がつながることで丁寧な子どもの育ちや家庭の育ちが促されるのではないかと。

(A委員)

本来あるべき保育というものがどういう形なのか、市が行っている保育とは何だろうと考えるなかで、どうしても市立保育所という場としての保育所がなければいけないのであれば、それはあるべきだと思う。そうではなく、本来市の保育士としてやるべきことが多々あるにも関わらず、民間施設と同じことしか行っていないのであれば、市の保育士は他の場面で活躍をしてもらうほうが市民にとっては良い。自分たちがどうしていかなければいけないのか、行っていることが旭川市にとって意味のあることなのかという視点で物事を絶えず考える習慣をつけるべき。

(B委員)

旭川が道北の中心であること等を考えていくと、様々な課題がはっきりし、その中で保育所でできることが見えてくるのではないかと。養護施設等で育った子どもが自分の子育ての時に大変苦勞しているのを目の当たりにしている。道北には育児院、養護施設、養護学校もある中で、医療体制や仕事のある旭川で仕事をしたり、子どもを産んで育てたいという方がいると、支援が必要な保護者も出てくる。市として色々な情報をつかんだ時にどのように地域に還元していくのかということも課題なのではないかと。

(D委員)

支援が必要な子どもや保護者に対し、色々な施設がつながる仕組みができると良い。

(C委員)

保育現場ではスタートカリキュラムをどうするか、小学校との接続をどうするかが今課題になっている。個々の幼稚園、保育園と個々の小学校は結びつきが強くなる場合もあれば、ひとつの園だけ付き合うわけにはいかないという対応をされることもある。個々の関係だけではなかなか難しい。旭川のスタンダードとして、幼稚園、保育園と小学校がどういう接続を作るべきなのか、子育て支援部と教育委員会で検討するとき、子ども達の姿を代弁できるのは公立の保育士ではないか。

(D委員)

幼稚園でも各園それぞれでスタートカリキュラムは作り始めている。学校の先生方もやはりそれぞれになってしまうところがある。担当の先生や校長先生によって変わるということもある。

(A委員)

同じ言葉を使っているけれども小学校の先生と保育所では全く違ったように捉えていることがある。小学校でも2週間程度しかカリキュラムを作らないところもあれば、前期、1学期を通してというところもある。幼稚園、保育園も9月頃から組んでいるところや、2月頃から急遽行うようなところもある。0歳から18歳までは3本の柱で連続した子どもの育ちを保障していくとなったときに、3歳以上の幼児教育の共通化された一つのモデルとなるものがあってしかるべきだと思うが、市、旭川民間保育所相互育成会、旭川私立幼稚園協会、3者の協力のもとにでき上がっても良いのではないか。音頭を取るのやはり市なのではないか。

(C委員)

保育園から送り出した子どもたちが小学校でどのように評価されているのか。伝える努力をしなければならないし、小学校も受け入れる努力はして欲しい。

保育園等と児相や児童養護施設が思う大変さが共有できるような関係が必要だと思う。その辺りの橋渡しは、公の中に組織として存在する公立保育所の役割、機能として果たすものは大きいのではないか。

(A委員)

公立の保育所もやるべきことを一生懸命行い大変だということは理解していかなければいけないが、それだけであれば民間となにも変わらない、必要ないという話に戻る。縛りを越えて旭川独自のものとして旭川の子どもの育ちを保障していくために自分たちがどう歩み出していかなければいけないのかという気づきから、全ては始まっていくのではないか。実際にできるかどうかは別としても、様々な課題が旭川の中にはあり、それに対して自分たちが

どう向き合っていくことが必要なかを拾い上げていく中で、一つの総合的な在り方を見出せるのではないか。

(C委員)

保育所保育に限定した公立の在り方ではなく、旭川の子どもの育ちに市の保育所としての関わり方が付随しているというイメージを持ち、最終的に旭川で生まれ育って良かったと伝えるようなメッセージ性もあると、より保育士も保育所保育に汲々としているだけでなく、旭川市の子どもの成長に私たちは関わっている、あるときは保育をしているけれど、様々なところと連携しながら旭川市の子どもの成長と親の成長を支えているのは私たちだと思えるのではないか。

(D委員)

現状は民間と同じことをしつつ、さらに違うこともやらなければいけない。そこを曖昧にしたまま、結局何もできなくなるという状況はどうなのか、そこを打破することが必要ではないか。

(A委員)

市として何を行っていかなければいけないのかを明らかにしていったときに、最終的に答えは自然と導き出されるであろう。何が本当に必要とされているのか、行っていかねばならないのかを見出していったときに、最終的にやはり3か所必要だということになるのか、あるいは保育所という場に縛られないほうが旭川市の保育士としてやりがいを持って様々なことにチャレンジしていけるのではないかということになるのか、色々なことが見えてくると思う。第2回から第3回目で話をしていく中で見出せるのではないか。これを在り方検討会の最後にするためにも、はっきりと明示させていきたい。